

令和 6 年度 社会福祉法人あせんぶるおーる 処遇改善の取り組み

福祉・介護職員処遇改善事業は、一般的な企業と比べて賃金の低い福祉・介護職員の賃金を改善するため、平成 23 年度から国の助成金により創設されました。

平成 29 年度以降、障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉人材の職場定着の必要性、障害福祉サービス事業所による昇給や評価を含む賃金制度の整備、運用状況を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みを満たしている法人に対して、さらなる加算の拡充がされているところです。

(あせんぶるおーるのキャリアパス職場環境要件)

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援)
	研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

やりがい・働きがいの 醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

これまで加算Ⅳ→加算Ⅲ→加算Ⅱ→加算Ⅰと条件に合わせて金額が変わっていましたが、令和6年6月からは一本化されることとなり、新たに就労定着支援においても処遇改善金が加算されることになりました。

また、加算率を引き上げることで、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつなげることを目的としていますが、令和7年度に2.0%の引き上げ分の加算の上乗せはないため、今年度の加算をプールし当てる事となります。また、一本化後の加算については、柔軟な職種間配分が認められ、これまでサービス管理責任者の処遇改善は事業所の持ち出しとなっていたところ、処遇改善金から分配することができるようになりました。

(あせんぶるおーるが取得している加算率の変更)＊加算Ⅰ

サービス区分	R6年までの加算率	R6.4～5月 (障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)	R7.6月以降の加算率
就労移行	6.4%	+5.5%	10.3%
自立訓練	6.7%	+7.9%	13.8%
就労定着	なし	5.5%	10.3%

この処遇改善加算によりいただいた給付は、すべて、社会福祉法人あせんぶるおーる就労支援センターあっぷでーと(移行および定着)/自立支援センターせっとあっぷで業務を行っている職員および、事務員を含む直接処遇に関わる職員に「処遇改善金」として給与に上乗せし、分配しきれなかった金額は「処遇改善一時金」として支給しています。また、今年度は来年度の上乗せ分を確保するため、国の定めた基準に則り、一定金額をプールしています。

(令和 6 年度処遇改善助成金による収入および賃金改善額)

*余剰 ¥924,4995-は来年度の処遇改善のためプール

サービス区分	処遇改善金額	処遇改善金月額	処遇改善一時金	
就労移行	¥3,329,779-	¥40,988-/平均 (基本給増額含)	¥132,857-/平均	
自立訓練(生活)	¥1,878,551-			
就労定着	¥569,685-			
障害福祉人材確保 ・職場環境改善等事業	¥137,806-	→ 合計支給額 ¥170,500-(全員分)		
合計	¥5,915,821-	*時間給の職員は1時間単位で上乗せ		

社会福祉法人あせんぶるおーる給与規程第 2 条 1 項①の 2)により処遇改善金、
第 2 条 1 項③により福祉・介護職員等処遇改善一時金を支給しています。